

「押し買い」に注意！

自宅に業者が訪問し、指輪やネックレスなどの貴金属を売るよう要求され、安値で買い取られるいわゆる「押し買い」をめぐる被害や相談が、全国的に相次いで寄せられています。

特に高齢者が被害にあうケースが多く、強引な手法で買い取られた物品は、消費者が売り手となっていることから、現行の特定商取引法ではクーリングオフ制度（※）の対象外となっており、取り戻すことが困難となっています。

被害に遭わないよう、お互いに情報を共有するとともに、友愛訪問活動を通じたひとり暮らし高齢者等への注意喚起にご協力をお願いします。

（※）クーリングオフ制度とは

- ・・・訪問販売などで契約をしたとき、無条件で解除できる制度



（埼玉県ホームページより）